



第202200234800号

令和5年1月16日

鳥取海区漁業調整委員会  
会長 板倉 高司 様

鳥取県農林水産部水産振興局長 國米 洋一  
( 公 印 省 略 )

鳥取県資源管理方針に定める特定水産資源くろまぐろの知事管理  
区分に配分する漁獲可能量について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定  
に基づき知事管理漁獲可能量を定めるため、同条第2項の規定により諮問しま  
す。

## 令和 5 管理年度のくろまぐろ管理について

令和 5 年 1 月 17 日

漁業調整課

- 期間：令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日  
 ○当初配分枠：小型魚 4.9 トン、大型魚 6.1 トン  
 （令和 4 年当初配分枠から変更なし）

## 1 令和 4 管理年度の当初配分（案）

種類	知事管理区分	合計（トン）	配分量（トン）	配分の考え方	備考
小型魚	くろまぐろ漁業 （ひき縄等承認漁業、定置網漁業）	4.9	4.4	100%（※留保枠、混獲管理分を除く）	前管理年度からの繰越し及び都道府県間等の融通等により本県の漁獲可能性が変更となった場合については、 <u>鳥取県くろまぐろ漁業の漁獲可能性を変更するものとする。</u>
	その他の漁業		0.1	混獲管理分	
	県留保枠		0.4	10%	
大型魚	定置網漁業	6.1	5.4	100%※	前管理年度からの繰越し、都道府県間の融通により配分された漁獲可能性は、留保枠を除いた全量を定置網漁業に配分する
	その他の漁業		0.1	混獲管理分	
	県留保枠		0.6	10%	

## 2 WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）による日本の漁獲枠の状況について

- ・小型魚の漁獲枠は 4,007 トン
- ・大型魚の漁獲枠は 5,614 トン  
（実際には小型魚から大型魚への振替や前年度からの繰越しを加味した数字で運用される）
- ・令和 4 管理年度から漁獲枠の未利用分の繰越し率を 5%から 17%に増加の措置を 3 年間継続中。
- ・令和 4 管理年度から小型魚枠の 10%を上限として、1.47 倍して大型魚へ振替できる措置を 3 年間継続中。

## 3 水産政策審議会 資源管理分科会 くろまぐろ部会でとりまとめられた「令和 4 管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能性の配分の考え方」（一部抜粋）

- ・国の留保枠について、当面の間は小型魚、大型魚ともに 100 トン程度とする。
- ・小型魚の留保枠の削減等により生じる小型魚の数量については、沿岸漁業に配慮。
- ・大型魚について、WCPFC の基準年 2002-04 年を基本として、近年の漁獲実績を勘案して配分するものとし、混獲管理、資源評価に用いるデータ収集等への配慮については留保から配分。
- ・継続的に資源の回復を図るため、400 トン以上を目標に小型魚から大型魚に漁獲可能性の振替を実施。

#### 4 近年の漁獲状況

(単位：トン)

管理年度	平成 31	令和 2	令和 3	令和 4 年 (※) (12 月末現在)
小型魚 (30kg 未満)	3. 2	3. 2	5. 8	5. 6
大型魚 (30kg 以上)	0	0. 1	0. 7	4. 0

(※) 令和 4 管理年度の現在の漁獲枠は繰越等の追加配分により小型魚 16.8 トン、大型魚 7.0 トン (第 386 回委員会で報告)

#### 5 参考

<大臣からの漁獲可能量の通知>



4 水管第 2918 号  
令和 4 年 12 月 13 日

鳥取県知事 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

くろまぐろに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

くろまぐろに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量 (鳥取県分)
くろまぐろ (小型魚)	4.9 トン
くろまぐろ (大型魚)	6.1 トン

## <根拠法令>

### 漁業法

第16条 都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量（以下この節及び第125条第1項第4号において「知事管理漁獲可能量」という。）を定めるものとする。

#### **2 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。**

3 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

4 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、知事管理漁獲可能量の変更について準用する。この場合において、第3項中「定めようとするとき」とあるのは、「変更しようとするとき（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）」と読み替えるものとする。

6 都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第3項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。